

# 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続き について（果樹農業者の皆様へ）

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等(以下「利用許諾権者」とします。)を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為(農業者が登録品種の種芋、親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を種苗として利用することを含めて、以下「自家用の栽培向け増殖」とします。)は、育成者権者の許諾が必要となります。

## 対象者について

本許諾は、農業者個人又は農地法第2条第3項に定める農地所有適格法人、並びにこれらの者から農地を賃借する方等を対象とするものです。  
生産者団体等(※複数名分を代表者がとりまとめて申請していただいても構いません。)を通じた一括許諾についても奨励しておりますので、個別に農研機構にご相談ください。

## 手続きについて

下記 URL より農研機構の「自家用の栽培向け増殖」の許諾手続きを行います。

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

## 問い合わせ先

JA とうかつ中央 営農経済部 営農生活課 047-341-5151 木口まで